

都城市告示第100号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を策定したので、都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

都城市長 池田 宜永



## 令和6年度都城市一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月1日

- 1 計画の目的 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、都城市一般廃棄物処理実施計画の実施のために、必要な事項を定めるものである。
- 2 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 計画人口 161,847人（住民基本台帳人口令和5年3月1日現在）
- 4 用語の意義
  - (1) この計画において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
  - (2) 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - ア 生活系一般廃棄物  
一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
    - イ 事業系一般廃棄物  
事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。
    - ウ 臨時廃棄物  
生活系一般廃棄物のうち、引っ越しや片付け及び剪定作業等によって一時的に多量に排出される廃棄物をいう。
    - エ 粗大ごみ  
一般廃棄物のうち、家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）を除く通常の収集では対応できない大きさのもの（事業系は、木製のみ）をいう。
    - オ 資源ごみ  
一般廃棄物のうち、ペットボトル、白色トレイ、紙類、空缶類、びん類をいう。
    - カ 危険ごみ  
カセットボンベ、スプレー缶、ガスライターといった火災の原因となる一般廃棄物をいう。
    - キ 有害ごみ  
一般廃棄物のうち、蛍光灯（破損したものを除く。）やアルカリ電池、マンガン電池（充電式電池やボタン電池を除く。）をいう。
    - ク 使用済小型家電  
生活系一般廃棄物のうち、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ、小型ゲーム機、電子辞書、電卓、ハードディスクドライブ、リモコン、携帯電話、電子機器附属品（ACアダプター、充電機器、コード、ケーブル類等）で回収ボックス（30センチメートル×15センチメートル）に入るものをいう。

5 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみ

区 分		令和6年度排出量
可燃ごみ		50,910 t
不燃ごみ		1,807 t
粗大ごみ		2,454 t
資源ごみ	紙類	2,002 t
	缶類	290 t
	びん類	840 t
	ペットボトル・白色トレイ	507 t
	計	3,639 t
使用済小型家電		2 t
埋立ごみ		784 t
有害ごみ	蛍光灯、乾電池	46 t
危険ごみ	ガスライター、カセットボンベ等	39 t
計（市処理量）		59,681 t
自己処理	資源ごみ	7,672 t
	草・木、動植物性残渣（資源化）	2,769 t
	家電4品目	327 t
総排出量		70,449 t

※ 臨時廃棄物の排出量は、上記表に含む。

（算定根拠 令和5年2月～令和6年1月排出量）

(2) 生活排水

区 分	令和6年度排出量
し尿	8,491 kl
浄化槽汚泥	56,640 kl

6 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類	排出者	処理の区分	処理主体
可燃ごみ	一般家庭	収集運搬	都城市（直営、委託）、排出者
		中間処理（焼却）	都城市（委託）
	事業所	収集運搬	排出者、許可業者
		中間処理（焼却）	都城市（委託）
不燃ごみ	一般家庭	収集運搬	都城市（直営、委託）、排出者
		中間処理（破碎・選別）	都城市（指定管理）
		最終処分（埋立）	都城市（委託）
	事業所	収集運搬	排出者、許可業者
		中間処理（破碎・選別）	都城市（指定管理）
		最終処分（埋立）	都城市（委託）
臨時廃棄物 （粗大ごみ含む。）	一般家庭	収集運搬	都城市（直営）、排出者、許可業者
		中間処理（破碎・選別・焼却）	都城市（指定管理、委託）
		最終処分（埋立）	都城市（委託）
資源ごみ	一般家庭	収集運搬	都城市（直営、委託）、排出者
		中間処理（資源化）	都城市（指定管理）、再生事業者
	事業所	収集運搬	排出者、許可業者
		中間処理（資源化）	再生事業者
使用済小型家電	一般家庭	収集運搬	都城市（直営）
		中間処理（資源化）	再生事業者
有害ごみ	一般家庭	収集運搬	都城市（委託）、排出者
		中間処理（資源化）	再生事業者
家電4品目	一般家庭	収集運搬	小売業者、排出者、許可業者
		中間処理（資源化）	家電メーカー

※ 臨時廃棄物の処理主体となる許可業者は、事業系一般廃棄物収集運搬の許可取得後お  
おむね2年以上の事業系一般廃棄物の適正な収集運搬の実績のある業者に限る。

(2) 生活排水

種類	排出者	処理の区分	処理主体
し 尿	一般家庭	収集運搬	許可業者
		中間処理	都城市（委託）
	事業所	収集運搬	許可業者
		中間処理	都城市（委託）
浄化槽汚泥	一般家庭	収集運搬	許可業者
		中間処理	都城市（委託）
	事業所	収集運搬	許可業者
		中間処理	都城市（委託）

## 7 処理計画

### (1) ごみ処理実施計画

#### ア ごみの排出抑制・再資源化計画

##### (ア) 排出抑制の方策

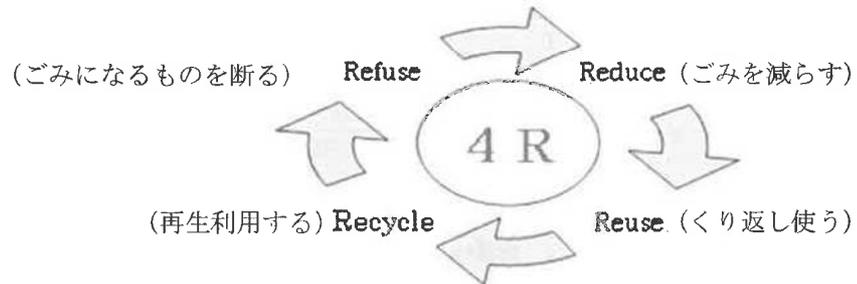
###### a 補助事業等の実施

次の事業の実施により、ごみの排出抑制及び再資源化を図る。

- ① 指定ごみ袋事業
- ② 都城市リサイクル事業
- ③ 校内団体資源回収事業

###### b 住民への情報提供、普及啓発の推進

- ① 住民の「リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル（以下「4R」という。）」に対する意識高揚のため、宮崎県4R推進協議会と連携しながら、以下の活動を進める。



- ・ 食品ロス削減の取組  
食品ロス削減のため「3010運動」や「食べきりプロジェクト」の取組を実施する。
  - ・ 生ごみ減量化の取組  
生ごみの約8割は水分と言われていることから、生ごみの水切りを周知、啓発する。
  - ・ 雑紙のリサイクルの取組  
菓子箱、ティッシュ箱等の雑紙のリサイクルの更なる周知、啓発を図る。
- ② 剪定ごみ等対策
    - ・ 市民及び事業者に剪定ごみの乾燥を呼びかける。
    - ・ 排出の際の長さ、太さなどの分別方法を設定する。
    - ・ 広報紙等で周知、啓発を図る。
  - ③ 使用済小型家電リサイクル活動の推進
    - ・ 公共施設、民間商業施設等に回収ボックスを設置して、広報紙、環境学習等を通じてその重要性の周知、啓発を図る。
    - ・ 地域の集会等、機会あるごとに使用済小型家電リサイクル活動の重要性を伝える。
  - ④ 環境教育の推進
    - ・ 環境教育を小中学校で実施し、ごみ減量の意識を児童期から醸成する。
    - ・ 環境学習の出前講座を広く周知するとともに、その活用を促す。

- ・ 小中学校で不要な教科書、プリント等を回収し、生徒と共にリサイクルの推進を図る。
- ・ 南九州大学において、ごみ減量化をテーマとした環境学習を行うとともに、実践モデルとして活動する。その活動を、広報対策（マスコミ活用）と他の環境学習と併せて市民に周知を図る。
- ・ 啓発チラシを配布し、家庭での取組につなげる。

⑤ 事業系ごみの啓発

- ・ 事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）の適正な処理については、啓発用チラシを作成し、収集運搬許可業者等を通じて排出事業者へ配付し、啓発を図る。
- ・ 三股町のごみとの区分けを徹底する。
- ・ 紙類全般のリサイクル実施を推進する。

(イ) 市による再資源化の方法及び量

資源物の種別	処理施設等	再資源化の方法	見込量
紙類	資源回収業者	再生事業者へ直接引き渡す。	1, 9 2 2 t
	都城市クリーンセンター 都城市リサイクルプラザ	再生事業者へ直接引き渡す。	1 0 5 t
缶類	都城市リサイクルプラザ	選別・圧縮後、再生事業者へ引き渡す。	2 5 6 t
金属類	都城市リサイクルプラザ	不燃ごみの破碎・選別後、再生事業者へ引き渡す。	8 4 4 t
びん類	都城市リサイクルプラザ	選別後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡す。	8 3 0 t
ペットボトル	都城市リサイクルプラザ	選別後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡す。	4 5 1 t
使用済小型家電	再生事業者	再生事業者へ直接引き渡す。	8 t
白色トレイ	都城市リサイクルプラザ	選別後、容器包装リサイクル法に基づき再商品化事業者へ引き渡す。	6 t
有害ごみ (使用済み乾電池、 充電式電池等及び蛍 光灯)	都城市リサイクルプラザ	一時保管したのち再生事業者へ引き渡す。	5 0 t
家電4品目	太信鉄源(株)都城支店	不法投棄回収分を各メーカーへ引き渡し、再資源化を行う。	7 t
	(株)博運社 都城営業所		

※ 生活系一般廃棄物である資源物の一部は、公民館等の住民組織が資源回収業者へ有価物として直接引き渡している。

※ 事業系一般廃棄物である資源物については、排出者又は許可業者が再生事業者へ直接引き渡し、資源化される。また、草・木及び動植物性残渣の一部についても、一般廃棄物処理業許可施設で資源化される。

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集・運搬する廃棄物の量、回数及び方法

a 生活系一般廃棄物

臨時廃棄物は、自己搬入するか許可業者に依頼する。

種 別	収集・運搬者	収集見込量	収集回数	収集方法
可燃ごみ	都城市（直営）	506 t	週 2 回	ステーション
	都城市（委託）	32,083 t	週 2 回	ステーション
不燃ごみ	都城市（直営）	128 t	週 1 回	ステーション
	都城市（委託）	1,539 t	週 1 回	ステーション
粗大ごみ	都城市（直営）	73 t	週 2 回	戸別
資源ごみ	都城市（委託）	3,448 t	2 週 1 回	ステーション
使用済小型家電	都城市（直営）	2 t	月 1 回	回収ボックス
有害ごみ	都城市（委託）	46 t	2 週 1 回	ステーション
危険ごみ	都城市（委託）	39 t	2 週 1 回	ステーション

※ 祝日及び振替休日はごみの収集を行い、年末年始（12月31日から1月3日まで）は原則収集しない。

b 事業系一般廃棄物

種 別	収集・運搬者	収集見込量	収集回数	収集方法
可燃ごみ	許可業者	13,762 t	随時	個別契約による。
不燃ごみ	許可業者	8 t		
粗大ごみ	許可業者	136 t		
資源ごみ	許可業者	7,672 t		
草・木、動植物性残渣	許可業者	2,769 t		
家電 4 品目	許可業者	320 t		

※ 許可業者による収集・運搬については、現体制で順調に推移しており、充足している。したがって、事業系一般廃棄物の収集・運搬については、原則現在の許可の体制を維持する。また、許可業者には、収集又は運搬の指導を適時行う。

(イ) 収集区域の範囲

a 生活系一般廃棄物

処理の区分	種 別	収集区域
都城市(直営)	可燃ごみ、不燃ごみ	可燃ごみは、西岳地区、中郷地区(石原・尾平野地域)、山之口町及び高城町の遠隔地 不燃ごみは、山之口町及び高城町の遠隔地
	粗大ごみ	市内全域
	使用済小型家電	市内全域
都城市(委託)	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、危険ごみ	可燃ごみ及び不燃ごみは、直営以外の全地域 資源ごみ、有害ごみ及び危険ごみは、市内全域

b 事業系一般廃棄物

処理の区分	種 別	収集区域
許可業者	全種類	市内全域

ウ 中間処理計画

(ア) 都城市施設

【都城市クリーンセンター(焼却施設)】

所在地	都城市山田町山田7599番地5	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
処理能力	焼却炉：230t/日(115t×2基) 可燃性粗大ごみ破砕機：3t/5h	
搬入者別廃棄物 内訳	直営	506t
	委託業者	32,083t
	許可業者	13,762t
	直接搬入	4,559t
	市施設からの搬入(可燃残渣)し尿し渣	2,752t
	粗大ごみ	1,713t
	合 計	55,375t
残 渣(焼却灰(主灰及び飛灰))	7,837t	
排 出(資源化物等)	16t	

※ 残渣の焼却灰(主灰及び飛灰)は、都城市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

【都城市リサイクルプラザ（資源化施設）】

所在地	都城市下水流町4028番地11		
処理方式	不燃ごみ系：破碎・選別      資源ごみ系：選別・圧縮・梱包		
処理能力	76t/日(5h) 不燃性粗大ごみ：4.18t/日    不燃ごみ：60.15t/日 空缶類：3.93t/日            ペットボトル：1.35t/日 白色トレイ：0.13t/日        びん類：6.03t/日 有害ごみ：0.23t/日		
搬入者別廃棄物内訳	不燃ごみ	直営	128t
		委託業者	1,539t
		許可業者	8t
		直接搬入	132t
		計	1,807t
	資源ごみ	委託業者	1,524t
		許可業者	19t
		直接搬入	92t
		計	1,635t
	有害ごみ		46t
	危険ごみ		39t
粗大ごみ		741t	
古紙類		80t	
合計		4,348t	
残渣		1,761t	
処理後資源化量		2,438t	

※ 可燃性の破碎残渣は、都城市クリーンセンターで焼却処分する。

※ 不燃性の破碎残渣は、都城市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

※ 残渣は、搬入割合に応じて三股町一般廃棄物最終処分場に分配するため、中間処理計画及び最終処分計画における都城市施設の残渣の合計とは一致しない。

※ 破碎鉄、破碎アルミ、スチール缶、アルミ缶は、再資源化物取扱指定業者に有価売却する。

(イ) 一般廃棄物処理業許可業者の処理施設

許可業者の氏名	施設の所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	処理方式	処理能力
(株)山崎紙源センター	郡元町	木くず	破砕(原料化)	267.3 t / 日
(株)園田産業	高城町	木くず、竹、刈草及び野菜くず	堆肥化	17.9 t / 日
			破砕(原料化)	423.2 t / 日
真栄産業(株)	関之尾町	木くず、竹及び草	破砕(原料化)	3.7 t / 日
西日本発酵(株)	山田町	し尿汚泥、生ごみ	堆肥化	76.7 t / 日
(株)環境未来恒産	高崎町	し尿汚泥	堆肥化	4.9 t / 日
南國興産(株)	高城町	動植物性残渣、動物死体、廃食用油	堆肥化	108 t / 日
			飼料化	60 t / 日
			化製処理	280 t / 日
			乾燥処理	67.2 t / 日
(株)都城北諸地区清掃公社	金田町	食品残渣、農業集落排水処理場脱水土泥	堆肥化	100 m <sup>3</sup> / 日

エ 最終処分計画

(ア) 都城市施設

【都城市一般廃棄物最終処分場（1期処分場）】

所在地		都城市上水流町1784番地1
埋立面積		39,700 m <sup>2</sup>
容量	全体	375,382 m <sup>3</sup>
	平成25年9月30日埋立終了	- m <sup>3</sup>
浸出水処理能力		200 m <sup>3</sup> / 日
廃棄物の内訳	直接埋立 (火災残渣含む)	- t
	クリーンセンターの焼却残渣	- t
	リサイクルプラザの破砕残渣	- t
	清浄館等処理残渣	- t
	合計	- t

【都城市一般廃棄物最終処分場(2期処分場)】

所在地	都城市上水流町1784番地1	
供用開始	平成25年10月1日	
埋立面積	18,000㎡	
容量	全体	157,420㎡
	令和5年9月30日埋立終了	—㎡
浸出水処理能力	250㎡/日	
廃棄物の内訳	直接埋立(火災残渣含む)	—t
	クリーンセンターの焼却残渣	—t
	リサイクルプラザの破碎残渣	—t
	清浄館等処理残渣	—t
	合計	—t

※ セル方式での埋立てを行い、適正な施設管理により施設の延命化を図るとともに、飛散防止対策等に留意し、作業を行う。

【都城市一般廃棄物最終処分場(3期処分場)】

所在地	都城市上水流町1784番地1	
供用開始	令和5年6月1日	
埋立面積	21,700㎡	
容量	全体	163,000㎡
	令和6年1月末残	158,717㎡
浸出水処理能力	200㎡/日	
廃棄物の内訳	直接埋立(火災残渣含む)	1,302t
	クリーンセンターの焼却残渣	7,607t
	リサイクルプラザの破碎残渣	782t
	清浄館等処理残渣	18t
	合計	9,709t

【都城市高崎一般廃棄物最終処分場】

所在地		都城市高崎町大牟田2079番地6	
埋立面積		11,700 m <sup>2</sup>	
容量	全体	77,700 m <sup>3</sup>	
	令和2年6月30日埋立終了	- m <sup>3</sup>	
浸出水処理能力		24 m <sup>3</sup> /日	
廃棄物の内訳		直接埋立	- t
		クリーンセンターの焼却残渣	- t
		リサイクルプラザの破碎残渣	- t
		合計	- t

※ 周辺環境に配慮した施設管理を行う。

(イ) 一般廃棄物処理業許可施設

許可業者の氏名	施設の所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	処理方式	全体容量
㈱イー・アール・シー 高城	高城町	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）	最終処分	1,020,000 m <sup>3</sup>

オ 市域外からの一般廃棄物の受入れ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定により、本市域外から搬入される一般廃棄物の種類、処分先及び搬入量は、次のとおりとする。

(ア) 都城市一般廃棄物処理施設

施設の名称	施設の所在地	廃棄物の種類	搬入予定量
都城市 クリーンセンター	山田町	燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ	7,163 t
都城市 リサイクルプラザ	下水流町	燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、 資源ごみ、有害ごみ	520 t

※ クリーンセンター及びリサイクルプラザで受け入れる市域外からの一般廃棄物は、三股町のものに限る。

(イ) 一般廃棄物処理業許可施設

施設の名称	施設の所在地	廃棄物の種類	処分の方法	搬入予定量 (最大予定量)
西日本発酵(株)	山田町	し尿汚泥、生ごみ	堆肥化	1,000 t
南國興産(株)	高城町	動植物性残渣	肥料化 飼料化	7,000 t
(株)園田産業	高城町	木くず、刈草、竹、野菜くず	堆肥化	1,000 t
(株)環境未来恒産	高崎町	し尿汚泥	堆肥化	750 m <sup>3</sup>
(株)都城北諸地区 清掃公社	金田町	食品残渣 農業集落排水処理場 脱水汚泥	堆肥化	100 t

カ 市域外への搬出

施設の名称	施設の所在地	廃棄物の種類	搬出予定量
都城市クリーンセンター	山田町	(焼却灰(主灰及び飛灰))	1,065 t
都城市リサイクルプラザ	下水流町	不燃性破碎残渣	20 t

※ クリーンセンター及びリサイクルプラザから市域外へ搬出する一般廃棄物は、三股町分である。

キ その他の施策

(ア) 住民に対する広報・啓発活動

「ごみ収集カレンダー」等の配布、「広報都城」への掲載並びにホームページ及びLINE などにより一般家庭の分別方法について周知し、啓発を図る。

(イ) 事業系一般廃棄物の適正処理

収集・運搬許可業者及び排出事業者に対し、分別の徹底指導を行う。

(2) 生活排水処理対策

ア 生活排水処理実施計画

(ア) 合併処理浄化槽の処理を推進する区域

a 全区域

神之山町・大岩田町・五十町・平塚町・横市町・蓑原町・関之尾町・庄内町・  
菓子野町・美川町・高野町・吉之元町・御池町・夏尾町・金田町・太郎坊町・  
高木町・岩満町・野々美谷町・豊満町・今町

b 一部区域

早鈴町・甲斐元町・下長飯町・立野町・早水町・郡元町・志比田町・都島町・  
都原町・久保原町・鷹尾3丁目・鷹尾4丁目・鷹尾5丁目・南鷹尾町・南横市町・  
上川東4丁目・下川東2丁目・下川東3丁目・下川東4丁目・郡元3丁目・  
乙房町・吉尾町・都北町・梅北町・安久町・上水流町・下水流町・上長飯町・  
丸谷町・山之口町・高城町・山田町・高崎町

(イ) 公共下水道で処理する区域（現認可区域）

a 全区域

姫城町・八幡町・松元町・牟田町・上東町・東町・蔵原町・天神町・中原町・  
上町・中町・前田町・平江町・小松原町・北原町・西町・一万城町・大王町・  
広原町・菖蒲原町・宮丸町・年見町・妻ヶ丘町・花繰町・栄町・若葉町・  
千町・祝吉町・祝吉1丁目・祝吉2丁目・祝吉3丁目・  
上川東1丁目・上川東2丁目・上川東3丁目・下川東1丁目・  
郡元1丁目・郡元2丁目・郡元4丁目・鷹尾1丁目・鷹尾2丁目

b 一部区域

早鈴町・甲斐元町・上長飯町・下長飯町・郡元町・上川東4丁目・  
下川東2丁目・下川東3丁目・下川東4丁目・郡元3丁目・吉尾町・  
志比田町・都原町・久保原町・都島町・立野町・早水町・鷹尾3丁目・  
鷹尾4丁目・鷹尾5丁目・南鷹尾町・南横市町・都北町・上水流町・下水流町・  
山之口町・高城町・山田町・高崎町

(ウ) 農業集落排水事業で処理する区域

a 一部区域

安久町・梅北町・乙房町・丸谷町・山之口町・高城町・山田町・高崎町

イ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、株式会社都城北諸地区清掃公社が行う。

収集区域は市全域で、収集は必要に応じ、随時行う。

収集量について、し尿は減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥は都市のドーナツ化現象の理由から若干増加傾向にあると推測され、全体的には増加傾向となる見込みである。

しかしながら、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現行の処理体制で適正処理が確保されている状態であるため、現在の許可の体制を維持する。

(イ) 中間処理計画

a 都城市施設

施設の名称	施設の所在地	廃棄物の種類	処理能力	搬入予定量
都城市清浄館	吉尾町	し尿・浄化槽汚泥	200kl/日	65,131kl

ウ 住民に対する広報・啓発活動

公共下水道、農業集落排水施設の対象区域については、積極的な広報活動により事業の推進を図り、水洗化を促進する。

また、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促すとともに、管理が適正に行われるように啓発に努め、衛生的な処理を確保する。